

# 岐阜県公報

第 二 十 一 号  
令 和 元 年 七 月 十 六 日  
(火曜日)

## 目 次

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会) 二二七

公 示

公共測量の実施

(用地課) 二二八

土地改良区の定款の変更認可

(西濃農林事務所) 二二八

## 人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年七月十六日

岐阜県人事委員会  
委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。  
第二十五条の四第二号中「十九年」を「二十四年」に改める。  
第二十五条の六中「十五年」を「二十年」に改める。

別表第二中

円	30,000
円	27,000
円	24,000
円	21,000
円	18,000
円	15,000
円	12,000
円	9,000
円	6,000
円	3,000

を

円	55,000
円	51,000
円	47,000
円	43,000
円	39,000
円	35,000

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる  
ときは翌日)

令和元年七月十六日

31,000
27,000
23,000
19,000
15,000
11,000
7,000
3,000

に改める。

附 則  
この規則は、公布の日から施行し、令和元年七月一日から適用する。

公 示

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年七月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局

二 作業種類

公共測量（車載写真レーザ測量）

三 作業期間

令和元年六月二十七日から

令和二年二月二十八日まで

四 作業地域

岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、羽島郡岐南町、羽島郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町、安八郡神戸町、安八郡輪之内町、安八郡安八町、揖斐郡揖斐川町、揖斐郡池田町、加茂郡坂祝町、加

茂郡富加町、加茂郡川辺町及び加茂郡八百津町

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和元年七月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	揖斐川以東用水利土地改良区
認 可 年 月 日	令和元・七・四

令和元年七月十六日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一  
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社